

# 公益社団法人広島県理学療法士会 定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人広島県理学療法士会(以下本会という)定款第47条に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 本会運営は組織図(別表1)に則り、理事会の審議結果に基づき実施する。

(会員に関する項)

第3条 本会定款第5条第1項(1)に規定する会員は、原則として公益社団法人日本理学療法士協会(以下協会という)に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続きは、本会所定の用紙をもってすべて会長に提出するものとする。
- 3 会員は届け出により理事会の承認を得て期間を定め、休会することができる。休会中の会員から会費は徴収しない。休会中は本会からの連絡は行わない。
- 4 休会の事由が解消した場合は、すみやかに復会しなければならない。

(理事会に関する項)

第4条 理事会は、次期総会までの会務を執行する。

- 2 理事会は、全理事で構成する。
- 3 常任理事会は定款第22条第2項において選定された会長及び副会長及び常任理事で構成する。
- 4 理事会は年4回、常任理事会は年2回以上開催する。
- 5 専門部の部長は、その担当局長から常任理事会出席の要請があった場合出席し、必要事項についてのべることができる。

(役員に関する項)

第5条 役員の業務について、理事は組織図に基づき、各々一部署を担当する。ただし、専門部の部長ならびに部員、委員(以下部員等という)の兼務は妨げない。

(役員の職務に関する項)

第6条 理事の担当する職務については、組織図(別表1)に基づいて、その分担内容(別表2)を定める。

(会費に関する項)

第7条 本会会費は、年額9,000円とする。

- 2 会費は原則として公益社団法人日本理学療法士協会の手続により納入し、協会の定める期日までに完納するものとする。
- 3 賛助会員会費は、賛助会員規程に定める。
- 4 名誉会員の会費は免除する。

(地区に関する項)

第8条 地区については、県内を2次医療圏に基づいて、次の4ブロックに区分する。

- 地区局・・・廿日市、広島西、広島中、広島南、広島北、広島東
- 地区局・・・呉、東広島
- 地区局・・・尾三、福山
- 地区局・・・備北

(支部に関する項)

第9条 支部については、交通機関、その他の事項を勘案して、次のように区分する。

- (1) 廿日市支部……廿日市市、大竹市、広島市佐伯区
- (2) 広島西支部……広島市西区
- (3) 広島中支部……広島市中区
- (4) 広島南支部……広島市南区
- (5) 広島東支部……広島市東区・安芸区、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）
- (6) 広島北支部……広島市安佐北区・安佐南区、安芸太田町、北広島町
- (7) 呉支部……呉市、江田島市
- (8) 東広島支部……東広島市、竹原市、大崎上島町
- (9) 尾三支部……三原市、尾道市、世羅町
- (10) 福山支部……福山市、府中市、神石高原町
- (11) 備北支部……三次市、庄原市、安芸高田市

〈地域の名義および所在は、平成22年12月末日現在〉

(専門部の部長等に関する項)

第10条 部長の選任は、役員改選後の理事会において行う。

第11条 専門部の部員は担当局長が選任する。なおその結果は常任理事会の承認を得るものとする。

第12条 部員等の任期については、定款第25条を準用する。

第13条 専門部の職務分担については、組織図（別表1）に基づいてその分担内容（別表2）を定める。

(諮問機関に関する項)

第14条 本会に理事会又は会長の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第15条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員長は委員を選出し理事会の承認を得るものとする。なお任期は審議諮問に要する期間とする。

第16条 会長は諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また委員会は時機を失しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(議事録に関する項)

第17条 理事会及び常任理事会の議事録の管理については、総務部の職責とする。

第18条 理事会及び常任理事会の議事録内容については、議決事項と直接関係する部分の発言要旨と、その内容等を記載する。

(財務に関する項)

第19条 当会計年度決算報告書及び次期会計年度予算案は、全会員に定時総会の開会7日前までに配布しなければならない。

第20条 備品台帳には、購入価格が200,000円以上で、かつ5年以上使用に耐え得る物件について記載する。ただし金額がそれ以下であっても、本会にとって重要な物件である場合はこれに記載するものとする。

(表彰に関する項)

第21条 会員の表彰について、その種類や基準等は別に定める。

第22条 表彰審査委員会は理事会からの諮問内容に基づいて審査し、その結果を答申する機関である。

(慶弔に関する項)

第 23 条 本会の慶弔行為に関しては別に定める。

(細則の変更に関する項)

第 24 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(施行)

第 25 条 この細則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

2 この細則は、平成 7 年 4 月 23 日一部改正により施行する。

3 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正により施行する。

4 この細則は、平成 23 年 4 月 2 日一部改正により施行する。

5 この細則は、平成 27 年 4 月 18 日一部改正により施行する。

6 この細則は、平成 27 年 8 月 3 日一部改正により施行する。

7 この細則は、平成 29 年 9 月 9 日一部改正により施行する。

8 この細則は、平成 30 年 1 月 13 日一部改正により施行する。

9 この細則は、平成 30 年 3 月 10 日一部改正により施行する。